

福山整形外科クリニック

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション

運 営 規 程

【事業の目的】

第1条 医療法人社団飛翔会が開設する、福山整形外科クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

【運営方針】

- 第2条 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行う。もって利用者の「心身機能」の維持回復と、日常生活の「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」を目指すものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行う。それにより要支援者の「心身機能」の維持回復と、日常生活における「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」が可能となるよう図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの担当者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【事業所の名称】

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福山整形外科クリニック
- (2) 所在地 福山市神辺町川北1533

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 (1) 管理者 1名（常勤・医師兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名（常勤・管理者兼務）

医師は、利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。

(3) 理学療法士

1単位目 2名以上

2単位目 2名以上

3単位目 2名以上

4単位目 2名以上

理学療法士は医師や看護師等と共同して、通所リハビリテーション実施計画書及び介護予防通所リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際して指導を行う。

(4) 看護師

1単位目 2名以上

2単位目 2名以上

3単位目 2名以上

4単位目 2名以上

看護師は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言にあたる。

また、口腔機能維持向上のための指導等を行う。

(5) 介護職員

1単位目 2名以上

2単位目 2名以上

3単位目 2名以上

4単位目 2名以上

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション実施計画書及び介護予防通所リハビリテーション実施計画書（以下「計画書」という。）に基づく介護を行う。

【営業日および営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

なお、水曜日については、1月15日、2月12日、2月26日、3月19日、4月30日、5月7日、7月23日、9月17日、9月24日、10月15日、11月5日、11月26日とする。

ただし、国民の休日及び8月13日から15日、12月29日午後1時から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

ただし、土曜日は午前9時から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位目は午前9時00分から午前12時40分、

2単位目は午後3時00分から午後6時00分とする。

ただし、土曜日は午後3時00分から午後5時30分とする。

3単位目は午前9時15分から午後12時45分、

4単位目は午後1時45分から午後5時15分とする。

【指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用人員】

第6条 事業所の利用人員は、次の通りとする。

- 1単位目 20名
- 2単位目 20名
- 3単位目 15名
- 4単位目 15名

【指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容】

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 機能回復訓練
- (4) 機能維持、機能向上訓練（介護予防）
- (5) その他医師の指示によるリハビリテーション訓練

【利用料】

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市全域とする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第10条 利用者はサービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は事業者の施設・設備について、故意または重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、または相当の対価を支払うものとする。
- (2) 利用者のその家族は、サービスを利用する上で必要な情報を事業者側に提供する。
- (3) 利用者は事業所内で決められた場所以外での喫煙、飲食物の持ち込み、サービス従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。
- (4) 利用者の緊急連絡先は、常に連絡のとれる連絡先を指定すること。

【緊急時における対応方法】

第11条 従業者は、サービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

【非常災害対策】

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。非常災害に対して、利用者の安全を第一として職員はその対応に努め、普段よりその連携・対応に処できるようにしておく。

- 2 事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めることとする。

【利用契約】

第13条 サービスの提供の開始にあたり、利用者及びその家族等に対して指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用契約並びに重要事項の説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用の同意を得るものとする。

ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約書の提出はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

【衛生管理】

第14条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に十分留意する。

従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

【秘密保持】

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

【通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施計画の作成】

第16条 従業者は、診療または運動機能検査などを基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画書を作成する。

- 2 計画書は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 従業者は、計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 従業者は、計画を作成した際には、当該計画書を利用者に交付する。
- 5 従業者は、それぞれの利用者について、計画書に従ったサービスの実施状況及びその評価の記録を行う。

【サービスの提供の記録】

第17条 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的サービス内容を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付、あるいはその他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

【苦情相談窓口の設置】

第18条 事業所は、提供したサービスに対する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置のほか必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

【事故発生時の対応】

第19条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る主治医及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

【虐待防止に関する事項】

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 利用者の人権の擁護・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【記録の整備】

第21条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、次に掲げる記録のうち、法に規定する居宅介護サービス費等の支給の根拠となるものについて、その完結の日から5年間これを保存することとする。

(1) 利用者等に提供するサービスに関する計画

(2) 利用者等に提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) その他サービスの提供に関する記録

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) 利用者に関する市町への通知に係る記録

(2) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に関してとった処置についての記録

【その他運営に関する重要事項】

第22条 事業所は、従業者の質の向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) その他の研修

2 事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

3 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

4この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人飛翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月21日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月18日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月21日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月26日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月21日から施行する。

この規程は、令和5年5月21日から施行する。

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。